

認 定 通 知 書

認定番号 第H31-489号

認定年月日 令和元年11月12日

橋本不動産株式会社

代表取締役 橋本 達雄 様

京都市長 門川 大作



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日 令和元年11月8日
- 2 申請者の住所 滋賀県守山市梅田町15番9号
- 3 認定に係る住宅の位置 京都市左京区静市市原町886-11
- 4 認定に係る住宅の構造 木造 2階建て
- 5 工事種別 新築

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

(新築 / 増築・改築)

依頼者の氏名または名称

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 様

登録住宅性能評価機関

株式会社 確認サービス

代表取締役 畑中 重人



長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 住宅の位置 京都府京都市左京区静海市原町886-11
- 住宅又は建築物の名称 静市7号地 新築工事
- 住宅の建て方 一戸建ての住宅
- 工事種別 新築
- 認定申請先の所管行政庁名 京都市長
- 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法 6 条第 1 項第 1 号関係 (長期使用構造等)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
(免震建築物、耐震等級 2 又は耐震等級 3 に適合する場合
 免震建築物 耐震等級 2 耐震等級 3)
 - 法第 2 条第 4 項第 2 号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 3 号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (エネルギーの使用の効率性)
 - 法第 6 条第 1 項第 2 号関係 (住宅の規模)
 - 法第 6 条第 1 項第 3 号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 5 号ロ関係 (資金計画)

技術的審査依頼年月日	令和1年9月30日
認定申請予定日	令和1年11月8日
建築工事着手予定年月日	令和1年11月11日
適合証交付年月日	令和1年10月23日
適合証交付番号	032-61-2019-1-1-00196
審査員氏名	藤井 秀彦

第十五号様式（第三条の四関係）

建築基準法第6条の2第1項の規定による

確認済証

確認サービス第 KS119-6110-01837 号

令和1年10月25日

建築主、設置者又は築造主

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 様

株式会社 確認サービス

代表取締役 畑中 重人



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

京都府京都市左京区静海市原町886-11

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(建築物)

①主要用途

一戸建ての住宅

②工事種別

新築

③延べ面積(建築物全体)

a. 申請部分の面積

99.36 m²

b. 申請以外の部分の面積

0.00 m²

c. 合計の面積

99.36 m²

④申請棟数

1 棟

⑤建築物の構造

木造

⑥建築物の階数

地階を除く階数(地上階数) 2 階

地階の階数 0 階

3. 確認を行った確認検査員氏名

井村 直正

4. 適合判定通知書の番号

-

5. 適合判定通知書の交付年月日

-

6. 適合判定通知書の交付者

-

(注意) この証は、大切に保存しておいて下さい。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

(新築 / 増築・改築)

登録住宅性能評価機関


令和 年 月 日

株式会社 確認サービス 宛

依頼者の住所又は

主たる事務所の所在地 滋賀県守山市梅田町15番9号


依頼者の氏名又は名称

橋本不動産株式会社
代表取締役 橋本 達雄 

代理者の住所又は

主たる事務所の所在地 滋賀県草津市大路3丁目1-33

代理者の氏名又は名称

Arimoto Design Works 株式会社
有元 正夫 

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法6条第1項第1号関係 (長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
(免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合)
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3
 - 法第2条第4項第2号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係 (エネルギーの使用の効率性)
- 法第6条第1項第2号関係 (住宅の規模)
- 法第6条第1項第3号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)
- 法第6条第1項第4号イ及びビロ又は同項第5号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係 (資金計画)

【設計住宅性能評価申請の有無 (新築のみ)】

 有 (同一の機関 他機関) 無

【認定申請先の所管行政庁名】 京都市長

【認定申請予定日】 所管行政庁への申請予定日 令和 / 年 / 月 / 日

【建築工事着手予定年月日】 令和 / 年 / 月 / 日

【住宅の位置】 京都府京都市左京区静海市原町886-11

【住宅又は建築物の名称】 静市7号地 新築工事

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅

※受付欄	受付	※料金欄
令和	R01.09.30 日	
第	株式会社 確認サービス 号	
依頼受取者印		

- (注意)
- 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名に併せて記載してください。
 - 依頼者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
 - 工事種別において該当するもの (新築、 増築・改築) のチェックボックスにマークをしてください。
 - 技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
 - 地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

長期優良住宅 適合証 交付欄	受領 月日	/	受領者 氏名	
-------------------	----------	---	-----------	--

第一号様式（第二条関係）

（第一面）

認定申請書

（新築）増築・改築

令和 年 月 日

京都市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 滋賀県守山市梅田町15番9号
申請者の氏名又は名称 橋本不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 橋本 達雄



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第1項、第2項、第3項）の規定に基づき、長期優良住宅

建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
- 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 法第5条第1項及び第3項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第一面、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。
- 法第5条第2項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第一面及び第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。



(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	京都市左京区静海市原町886-11			
【2. 敷地面積】	162.21㎡			
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築・改築		
【4. 建築面積】	59.62㎡			
【5. 床面積の合計】	99.36㎡			
【6. 建て方】	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1階	53.82㎡	2階	45.54㎡
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸	
	認定申請対象住戸		戸	
【7. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】	7.176m			
【最高の軒の高さ】	6.190m			
【階数】	(地上)	2階	(地下)	階
【8. 構造】	造 一部 造			
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による			
【10. 確認の特例】				
	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

(注意)

- 【5. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【9. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等ほかの制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の期間：30年
維持保全の方法：別紙、維持保全計画書参照
定期点検実施予定者：橋本不動産株式会社（所在地:滋賀県守山市梅田町15番9号）

3. 住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用：役1,700万円（税別）

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	令和元年	11月	11日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	令和元年	3月	11日

5. 譲受人の決定の予定時期 令和2年 11月

(注意)

- 3欄には建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
- この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

維持保全計画（30年間）

点検部位		主な点検項目	点検の時期（竣工時より）	定期的な手入れなど	更新・取替の時期、内容
構造 躯体	基礎	ひび割れ、欠損、沈下、蟻、蟻道など	10年点検 20、30年（自主点検）★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	土台	基礎からのずれ・浮き、断面欠損、腐朽・蟻害など	5年点検 10、20、30年（自主点検）★	5年で防蟻・防蟻処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	床組	腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、床鳴り、振動など	10年点検 20、30年（自主点検）	大引：5年で防蟻防蟻処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	軸組	傾斜、断面欠損、腐朽・蟻害など	10年点検 20、30年（自主点検）★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	小屋組	雨漏りなどの跡、小屋組接合部の割れ	10年点検 20、30年（自主点検）★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	屋根	ずれ、はがれ、浮き、割れなど	2年点検 10、20、30年（自主点検）★	10年ごとに塗替え検討	30年で全面葺替えを検討
	外壁	割れ、欠損、はがれ、シーリング材の破断など	2年点検 10、20、30年（自主点検）★	10年でトップコート吹替	20年で全面補修を検討 30年で全面貼替を検討
	雨樋	破損、つまり、はずれ、ひび、軒樋の垂れ	2年点検 10、20、30年（自主点検）★		20年で全面取替えを検討
	軒裏	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ、ひび割れ	2年点検 10、20、30年（自主点検）★		30年で全面取替えを検討
	開口部	サッシ周囲の隙間、サッシの開閉不良など	2年点検 10、20、30年（自主点検）★	10年ごとに金具など交換	30年で全面取替えを検討
設備	バルコニー	塗装剥げ、ひび割れ、腐朽、破損など	2年点検 10、20、30年（自主点検）★		不具合発見次第補修を検討
	給水管・給湯管	漏水、赤水、給水流量の不足など	2年点検 10、20、30年（自主点検）★	10年ごとに補修 水漏れは直ちに補修	20年で全面取替えを検討
	排水管	漏水、排水の滞留	2年点検 10、20、30年（自主点検）★	10年ごとに補修 水漏れは直ちに補修	20年で全面取替えを検討

留意事項など

- ★印については、地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- 各点検において、劣化の状況などに応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- 点検の結果をふまえて、必要に応じて調査・修繕または改良を行うものとする。